



令和2年2月25日

産業労働部創業・経営支援課

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている 中小企業者等に対し緊急金融支援を実施します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内中小企業等の事業活動への影響が生じております。

このため、その影響により売上減少などの損害が出ている、又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある県内中小企業者等に対して、自然災害並みの低利率の融資を創設し、緊急的な金融支援を実施します。

〔新型コロナウイルス感染症対策特別融資〕

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある中小企業者等
資金使途	運転資金
限度額	3,000万円 ※セーフティネット資金の他の要件とは別枠で利用可能
貸付期間	7年以内（据置2年以内）
貸付利率 (年率)	3年以内 <u>1.15%</u> 3年超5年以内 <u>1.35%</u> 5年超7年以内 <u>1.55%</u>
取扱期間	令和2年2月28日（金）から令和3年3月31日（水）まで

※ 本資金は、新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）の融資対象拡大による特別融資となります。

本件に関するお問合せ先

産業労働部 創業・経営支援課 福原、石山
(直通) 025-280-5806 (内線) 2757

融資に関するお問合せ先

(直通) 025-280-5240 (内線) 2771